

議案第 31 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(橋本市事務分掌条例の一部改正)

第1条 橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。 総合政策部 総務部 健康福祉部 経済推進部 建設部 <u>上下水道部</u> 2 略 (事務分掌) 第2条 略 総合政策部 (1)～(16) 略 <u>(17) 自治振興に関すること。</u> 総務部 (1) 略 <u>(2)～(15) 略</u> <u>(16) 環境保全及び公害に関すること。</u> <u>(17) 墓地及び斎場に関すること。</u> <u>(18) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</u> <u>(19) 略</u>	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。 総合政策部 総務部 健康福祉部 経済推進部 建設部 <u>水道環境部</u> 2 略 (事務分掌) 第2条 略 総合政策部 (1)～(16) 略 総務部 (1) 略 <u>(2) 自治振興に関すること。</u> <u>(3)～(16) 略</u> <u>(17) 略</u>

健康福祉部～建設部 略
上下水道部
(1) 略

健康福祉部～建設部 略
水道環境部
(1) 略
(2) 環境保全及び公害に関すること。
(3) 墓地及び斎場に関すること。
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第212号)の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の事務を処理させるため、 <u>上下水道部</u> を置く。	(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の事務を処理させるため、 <u>水道環境部</u> を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。